


# 株式会社ボン・アームを認定！

徳島県内  
第32号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第32号として、株式会社ボン・アームを平成26年4月17日付けで認定しました。

 徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年4月24日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社ボン・アームの三谷代表取締役(右)



次世代認定マーク「くるみん」

## 株式会社ボン・アームの取組の概要

### 1 行動計画の期間

平成24年4月1日～平成26年3月31日までの2年間

### 2 行動計画の目標

- ① 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。
- ② 小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。
- ③ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う
- ④ 計画期間内に、女性社員の育児休業取得率を80%以上にする。
- ⑤ 平成26年度までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。

### 3 取組結果

- ① 平成26年2月、子育てを行う社員の両立支援のための相談窓口を設置。文書により社員に周知した。
- ② 平成26年2月1日に育児介護休業規程を改訂し、育児短時間勤務制度を対象を小学校入学前までの子を持つ社員に拡大した。
- ③ 平成24年4月27日、育児など職業生活と家庭生活の両立を支援するための社内制度を説明するための研修会を実施した。
- ④ 計画期間中の女性社員の育児休業取得率は100%。
- ⑤ 平成26年2月より毎月第3火曜日を「ノー残業デー」と設定し、文書により社員に通知するとともに、店長会でも議題に取り上げた。

### 4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、時間単位での取得を可能とし、年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、取得した日を出勤したものとみなしている。